

# 長崎県の特別支援学校における 視覚に障害のある児童生徒の実態に関する調査研究

久松 寅 幸  
(長崎県立盲学校)

平田 勝 政  
(長崎大学教育学部)

## I はじめに

今後の特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議が、2003(平成15)年3月にとりまとめた「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」において、障害の種類や程度に応じた特別な場で指導を行う「特殊教育」から、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し適切な教育的支援を行う「特別支援教育」への転換を図るとともに、その推進体制を整備することの必要性が提言された。また、2005(平成17)年12月には、中央教育審議会において「特別支援教育を推進するための制度の在り方について(答申)」が示された。その中で、盲・ろう・養護学校のセンター的機能についての具体的内容として、小・中学校等の教員への支援、特別支援教育等に関する相談・情報提供、障害のある幼児児童生徒への指導・支援等、6項目が例示してある。そして、2007(平成19)年4月より「特別支援教育」が法的に位置づけられ、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな教育の推進・充実が一層求められている。

このような状況の中、長崎県立盲学校では、在籍している幼児児童生徒(以下「児童等」という)への教育の充実とともに、小・中学校等における見え方に困難がある子どもへの教育的支援の推進にも取り組んでいる。来校あるいは在籍校を訪問しての教育相談に加えて、長期休業中に県北地区・県央地区において巡回相談会を実施し、視機能の評価、視覚補助具の活用・訓練、生活・学習環境整備のための助言等を行っている。「見る」ことを中心としたこのような教育相談は、単独の視覚障害のみならず、視覚障害を併せ有する重複障害児にとっても極めて重要であるといえる。

長崎県における視覚に関する実態把握のための資料としては、2004(平成16)年に県教育センターが県下全ての幼稚園・小・中・高等学校を対象として実施した調査報告<sup>注1)</sup>があるが、特別支援学校については現在未実施である。特別支援学校に対しても、通常の学校と同様、盲学校に蓄積されている専門性(見え方の把握、指導法等)を活用することによって、児童等の生活・学習の向上を目指した教育的支援の充実を図る必要がある。

以上の現状認識に立ち、長崎県の特別支援学校に対する教育的支援の充実に向けた方策の一つとして、本調査を実施した。

## Ⅱ 目的と方法

### 1. 調査の目的

長崎県の特別支援学校に在籍する重複障害のある児童等の視覚に関する実態、及び教育的ニーズを把握し、盲学校におけるセンター的機能充実のための課題を明らかにする。

### 2. 調査対象及び方法

調査対象は、長崎県内の盲学校を除く全ての特別支援学校 19 校(分校 2・分教室 4 を含む、以下同じ)とし、電子メール(分校・分教室は郵送)によるアンケート調査を実施した。

### 3. 調査内容

- (1) 視覚障害を併せ有する(及びその疑いのある、以下同じ)在籍者の数
  - ① 全在籍者の数
  - ② 視覚障害を併せ有する児童等の数
- (2) 視覚障害を併せ有する在籍者の実態
  - ① 視覚以外の障害の種別
  - ② 視覚障害の程度
- (3) 視覚障害を併せ有する在籍者の生活・学習指導上の困難と教育的支援の内容
  - ① 児童等の生活・学習上の支援について困っている・不安に思っている内容
  - ② 児童等に対する教育的支援について今後望む内容

### 4. 調査期間と回収率

2007(平成 19)年 6 月 15 日～7 月 13 日を調査期間とし、調査対象である長崎県の特別支援学校(聾・養護学校、以下同じ)19 校全てから回答を得た(回収率 100%)。

## Ⅲ 結果

### 1. 視覚障害を併せ有する在籍者の数

2007 年 5 月 1 日現在の長崎県における聾・養護学校(19 校)の全在籍者数は 1271 人である(表 1)。これに盲学校(1 校・41 人)を加えた、本県の特別支援学校(20 校・1312 人)における学校種別在籍者数の構成比を見ると、表 2 に示すとおりである。すなわち、盲学校(1 校)は 3.1%、聾学校(2 校(分校 1 を含む、以下同じ))6.3%、知的障害養護学校(12 校(分校 1・分教室 4 を含む、以下同じ))71.9%、肢体不自由養護学校(3 校)14.3%、病弱養護学校(2 校)4.4%である。

なお、2007 年度から、知的障害養護学校 1 校・病弱養護学校 1 校で肢体不自由部門の、肢体不自由養護学校 1 校で病弱部門の教育が併せて行われているが、本調査においては、上記のとおり昨年度(2006 年度)までの障害種別に基づいて集計した。

表 1 長崎県の特別支援学校における全在籍者数（盲学校を除く）

特別支援学校	学校(数)	幼稚部(人)	小学部 (人)	中学部 (人)	高等部 (人)	訪問部 (人)	計 (人)
聾	2	12	12	12	47	0	83
知的障害養護	12	0	245	180	486	32	943
肢体不自由養護	3	0	57	59	56	16	188
病弱養護	2	0	13	23	21	0	57
合計	19	12	327	274	610	48	1271

(注) 表中、聾学校は分校 1 を含み、知的障害養護学校は分校 1・分教室 4 を含む（以下同じ）。また、高等部は専攻科を含む（以下同じ）。上記の在籍者に盲学校（1校）の 41 人を加えて、長崎県における特別支援学校の総在籍者数は 1 3 1 2 人となる。幼稚部が設置されているのは、盲学校と聾学校である。

表 2 長崎県の全特別支援学校における学校種別在籍者数の割合

特別支援学校	学校数	在籍者数(人)	割合 (%)
盲	1	41	3.1
聾	2	83	6.3
知的障害養護	12	943	71.9
肢体不自由養護	3	188	14.3
病弱養護	2	57	4.4
合計	20	1312	100

表 3 視覚障害を併せ有する児童等の数

特別支援学校	学校(数)	幼稚部 (人)	小学部 (人)	中学部 (人)	高等部 (人)	訪問部 (人)	計 (人)
聾	2	0	0	0	0	0	0
知的障害養護	12	0	18	6	3	10	37
肢体不自由養護	3	0	20	14	0	9	43
病弱養護	2	0	0	0	1	0	1
合計	19	0	38	20	4	19	81

次に、特別支援学校における視覚障害を併せ有する児童等は、表 3 に示すように、81 人（知的障害養護学校 37 人、肢体不自由養護学校 43 人、病弱養護学校 1 人）である。そして、

視覚障害を併せ有する児童等が在籍している学校は、知的障害養護学校 9 校(分校 1・分教室 4 を含む、以下同じ)、肢体不自由養護学校 3 校、病弱養護学校 1 校の計 13 校(分校 1・分教室 4 を含む、以下同じ)であり、聾学校は皆無である。

この視覚障害を併せ有する児童等(81 人)について、学校種別の全在籍者数に対する割合を見ると、表 4 に示すとおりである。すなわち、聾学校は 0%、知的障害養護学校 3.9%、肢体不自由養護学校 22.9%、病弱養護学校 1.8%であり、特別支援学校(19 校)全体では 6.4%である。また、この 81 人について、学部別(訪問部を含む)の全在籍者数に対する割合を見てみると、表 5 に示すように、小学部 11.6%、中学部 7.3%、高等部 0.7%、訪問部 39.6%である。なお、幼稚部の在籍者は 0 である。

表 4 視覚障害を併せ有する児童等の学校種別全在籍者数に対する割合

特別支援学校	学校(数)	視覚障害を併せ有する児童等の数(人)	全在籍者数(人)	割合(%)
聾	2	0	83	0
知的障害養護	12	37	943	3.9
肢体不自由養護	3	43	188	22.9
病弱養護	2	1	57	1.8
合計	19	81	1271	6.4

表 5 視覚障害を併せ有する児童等の学部別全在籍者数に対する割合

学部	視覚障害を併せ有する児童等の数(人)	全在籍者数(人)	割合(%)
幼稚部	0	12	0
小学部	38	327	11.6
中学部	20	274	7.3
高等部	4	610	0.7
訪問部	19	48	39.6
合計	81	1271	6.4

## 2. 視覚障害を併せ有する在籍者の実態

### (1) 視覚以外の障害の種別

視覚障害を併せ有する児童等(81 人)の視覚以外の障害の種別については、「二つ以上の重複障害」が 74 人(91.4%)と圧倒的に多く、逆に他の障害は、「知的障害」4 人(4.9%)、「肢体不自由」3 人(3.7%)と極めて少なく、「聴覚障害」は皆無である(表 6)。

表6 視覚障害を併せ有する児童等の視覚以外の障害の種別

特別支援学校	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱	その他の障害	二つ以上の重複障害	計
聾	0 (人)	0	0	0	0	0	0
	0 (%)	0	0	0	0	0	0
知的障害養護	0 (人)	4	1	0	0	32	37
	0 (%)	4.9	1.2	0	0	39.6	45.7
肢体不自由養護	0 (人)	0	2	0	0	41	43
	0 (%)	0	2.5	0	0	50.6	53.1
病弱養護	0 (人)	0	0	0	0	1	1
	0 (%)	0	0	0	0	1.2	1.2
合計	0 (人)	4	3	0	0	74	81
	0 (%)	4.9	3.7	0	0	91.4	100

表7 視覚障害を併せ有する児童等の視覚障害の程度

特別支援学校	矯正視力0.3未満	矯正視力0.3以上で見ることに困難	視力測定が困難	計
聾	0 (人)	0	0	0
	0 (%)	0	0	0
知的障害養護	2 (人)	1	34	37
	2.5 (%)	1.2	42	45.7
肢体不自由養護	0 (人)	15	28	43
	0 (%)	18.5	34.6	53.1
病弱養護	0 (人)	0	1	1
	0 (%)	0	1.2	1.2
合計	2 (人)	16	63	81
	2.5 (%)	19.7	77.8	100

(2) 視覚障害の程度

次に、視覚障害を併せ有する児童等(81人)の視覚障害の程度については、表7に示すとおりである。すなわち、「視力測定が困難」が63人(77.8%)と圧倒的に多く、次いで「視力の高い方の眼の矯正視力が0.3以上(判定A・B・C)で、見ることに困難(視野が狭い、暗いと見えにくい、極端にまぶしがる等)を感じている」(16人・19.7%)であり、「視力の高い方の眼の矯正視力が0.3未満(判定D)」はわずかに2人(2.5%)である。

### 3. 視覚障害を併せ有する在籍者の生活・学習指導上の困難と教育的支援の内容

#### (1) 児童等の生活・学習上の支援について困っている・不安に思っている内容

視覚障害を併せ有する児童等が在籍している学校(13校)における、児童等の生活・学習上の支援で困っている・不安に思っている内容(複数回答)については、表8に示すとおりである。すなわち、「視力・視野など見え方の状態の把握」が9校(69.2%)と圧倒的に多く、次いで「製作あそび・集団あそびなどでの支援」(5校・38.5%)、「進路に関する本人・保護者への情報提供」(同)の順である。それに対して、「学習に適切な文字サイズの設定」「地図、作図、実験・観察、図工・美術、技術・家庭、体育などでの支援」は、ともに2校(15.4%)にとどまっている。

表8 視覚障害を併せ有する児童等の生活・学習上の支援について困っている・不安に思っている内容(複数回答)

困っている・不安に思っている内容	学校(数)	割合(%)
視力・視野など見え方の状態の把握	9	69.2
製作あそび・集団あそびなどでの支援	5	38.5
進路に関する本人・保護者への情報提供	5	38.5
座席位置・照明など生活・学習環境の整備	4	30.8
食事・排泄・衣服の着脱などでの支援	4	30.8
移動・歩行の際の支援	4	30.8
学習に適切な文字サイズの設定	2	15.4
地図、作図、実験・観察、図工・美術、技術・家庭、体育などでの支援	2	15.4
その他	3	23.1

#### (2) 児童等に対する教育的支援について今後望む内容

次に、視覚障害を併せ有する児童等の在籍校(13校)における今後望む教育的支援の内容(複数回答)については、表9に示すとおりである。すなわち、「視力・視野の検査など見え方の実態把握に関すること」が11校(84.6%)と圧倒的に多く、次いで「見え方の状態に配慮した生活・学習環境の整備についての助言」(7校・53.8%)、「視覚障害に関する教育・医療・福祉についての情報提供」(同)の順である。それに対して、「パソコン用音声化ソフト・画面拡大ソフトについての情報提供と活用に関すること」「点字や歩行の指導に関すること」は、ともに2校(15.4%)にとどまっておき、「弱視レンズなど視覚補助具についての情報提供と活用に関すること」は皆無である。

表9 視覚障害を併せ有する児童等に対する教育的支援について今後望む内容(複数回答)

今後望む内容	学校(数)	割合(%)
視力・視野の検査など見え方の実態把握に関すること	11	84.6
見え方の状態に配慮した生活・学習環境の整備についての助言	7	53.8
視覚障害に関する教育・医療・福祉についての情報提供	7	53.8
養育・就学・進路など盲学校からの訪問等による教育相談	5	38.5
拡大教科書など教材・教具についての情報提供	4	30.8
パソコン用音声化ソフト・画面拡大ソフトについての情報提供と活用に関すること	2	15.4
点字や歩行に関すること	2	15.4
弱視レンズなど視覚補助具についての情報提供と活用に関すること	0	0
その他	0	0

#### IV 考察

##### 1. 視覚障害を併せ有する在籍者の数について

まず、2007年5月1日現在の、盲学校を含めた長崎県の特別支援学校(20校)における総在籍者数は1312人である。この在籍者数を障害の学校種別に見ると、7割以上が知的障害養護学校であり、視覚障害を対象とする盲学校在籍者は約3%である。これを全国的な状況と比較すると、2006年度の全国の特別支援学校(盲・聾・養護学校)における知的障害養護学校の在籍者数の割合は68.3%であり、盲学校のそれは3.5%である<sup>注2)</sup>。したがって本県の状況は、全国的な実態とほぼ類似していることが分かる。

また、長崎県の特別支援学校(聾・養護学校19校)の、全在籍者数に対する視覚障害を併せ有する児童等の割合は6.4%である。この種の全国的な調査は眼にしたことはないが、埼玉県立盲学校が2005年2月に実施した調査<sup>注3)</sup>によると、「視覚障害のある幼児・児童・生徒」の在籍率は4.0%である。本県の在籍率の方が若干高いが、ほぼ類似した実態とみることができる。

次に、長崎県の特別支援学校における視覚障害を併せ有する児童等(81人)について、障害の学校種別にその在籍率を見ると、肢体不自由養護学校が圧倒的に高く、在籍者全体の

2割を超えている。この傾向は、全国の特別支援学校(盲・聾・養護学校)小・中学部における重複障害学級在籍率の状況(2004年度)<sup>注4)</sup>と類似している。すなわち、その在籍率は、肢体不自由養護学校が75.3%であり、知的障害養護学校(34.3%)及び病弱養護学校(38.5%)に比較して圧倒的に高い。そしてこのことは、視覚障害を併せ有する児童等の障害の実態(次項)とも密接に関連していることを示している。

さらに、視覚障害を併せ有する児童等(81人)の在籍率を学部別(訪問部を含む)に見てみると、訪問部が約4割と圧倒的に高い。訪問教育は、いうまでもなく、重度または重複障害のため、養護学校等に通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対し、養護学校の教員が、家庭・児童福祉施設・医療機関等を訪問して行う教育である。したがって訪問部が、小・中・高等部に比べて高い在籍率を示しているのは、このような訪問教育対象児の障害の実態と密接に関連しているものと思われる。

## 2. 視覚障害を併せ有する在籍者の実態について

### (1) 視覚以外の障害の種別

視覚障害を併せ有する児童等(81人)の視覚以外の障害の種別については、そのほとんど、すなわち9割を超える児童等が「二つ以上の重複障害」である。この結果は、視覚障害を併せ有する者が重度・重複障害児の中に多く含まれていることを示している。そしてこのことは、前述したように、視覚障害を併せ有する児童等が肢体不自由養護学校及び訪問部の在籍者に多いことから明らかである。

なお、長崎県教育センターでは、2005(平成17)年度から、小・中・高等学校、特別支援学校の教員を対象とした「弱視児の理解と指導法」研修講座が実施されている。その講師のほとんどを長崎県立盲学校教員が担当し、受講者の半数近くは特別支援学校の教員である。そして、2006(平成18)年度からは、在籍児童等の障害の重複化の実態に配慮して、講義・演習の一部を、特別支援学校と小・中学校等に分けて実施している。

### (2) 視覚障害の程度

視覚障害を併せ有する児童等(81人)の視覚障害の程度については、「視力測定が困難」が8割近くと圧倒的に多く、ここでも重度・重複障害の在籍者が多いことを示している。一方、「矯正視力0.3以上で見ることに困難を感じている」者は約2割(16人)であるが、注目すべきは、そのほとんど(15人)は肢体不自由養護学校の在籍者(表7)ということである。そして、教育的支援についての意見等(記述式)においても、「脳性麻痺などによる視力だけでなく、立体が見にくいなど、見え方に困難を有する児童生徒の実態把握と指導方法について知りたい。」という記載がある。「見る」ことに困難のある児童等が肢体不自由養護学校の在籍者に集中している要因については、今後の詳細な調査・分析を待たなければならないが、背景の一つとして、脳性麻痺などの中枢性疾患に起因するといわれている視知覚認知の障害との関連が示唆される。



### 3. 視覚障害を併せ有する在籍者の生活・学習指導上の困難と教育的支援の内容について

#### (1) 児童等の生活・学習上の支援について困っている・不安に思っている内容

視覚障害を併せ有する児童等が在籍している学校(13校)における、児童等の生活・学習上の支援で困っている・不安に思っている内容(複数回答)については、「視力・視野など見え方の状態の把握」が約7割(9校)と圧倒的に多い。これは、前述の、児童等の障害の実態と大きく関連しているものと思われる。具体的には、①視覚以外の障害の種別において9割を超える者が「二つ以上の重複障害」を併せ持っていること、②視覚障害の程度において「視力測定が困難」が8割近くを占めていること、である。

また、約4割の学校(5校)が、「製作あそび・集団あそびなどでの支援」「進路に関する本人・保護者への情報提供」と答えている。この結果は、あそび学習・集団学習などでの視覚障害の特性を踏まえた支援の必要性、及び児童等の将来を見すえた指導に関する悩みや不安の実態を反映しているものといえる。

それに対して、「学習に適切な文字サイズの設定」及び「地図、作図、実験・観察、図工・美術、技術・家庭、体育などでの支援」は、ともに2校(約15%)にとどまっている。これは、各学校において、児童等の障害の実態に応じて、主として領域あるいは教科・領域を併せた指導が行われていることによるものと思われる。

#### (2) 児童等に対する教育的支援について今後望む内容

視覚障害を併せ有する児童等の在籍校(13校)における今後望む教育的支援の内容(複数回答)については、「視力・視野など見え方の実態把握に関すること」が8割以上(11校)と圧倒的に多く、次いで半数を超える学校(7校)が、「見え方の状態に配慮した生活・学習環境の整備についての助言」「視覚障害に関する教育・医療・福祉についての情報提供」と答えている。それに対して、「パソコン用音声化ソフト・画面拡大ソフトについての情報提供と活用に関すること」及び「点字や歩行の指導に関すること」は、ともに2校(約15%)にとどまっており、「弱視レンズなど視覚補助具についての情報提供と活用に関すること」は皆無である。

この結果は、前項の「指導上困っている・不安に思っている内容」についての支援の希望を端的に表していると同時に、その背景も共通している。すなわち、①視覚障害を併せ有する児童等の多くは重度・重複障害児であると思われること、②主として領域あるいは教科・領域を併せた指導が行われていると思われること、である。

また、約4割の学校(5校)が「養育・就学・進路など盲学校からの訪問等による教育相談」と答えている。この結果も、前項と同様、児童等の将来を見すえた指導に関する悩みや不安の実態を反映しているといえる。

さらに、視覚障害を併せ有する児童等のこのような障害の実態に対応した支援内容の希望等に関しては、教育的支援についての意見等(記述式)においても、下記のとおり見ることが出来る。

- 「知的障害により、視力程度の把握が困難な児童生徒に対し、見えの状態を正確に把握する方法を知りたい。」
- 「日常生活での身辺処理の援助の方法を知りたい。」
- 「就学前には盲学校の教育相談を受けているので、盲学校とも連携をしながら、生活や学習面で配慮することなど教えていただきたい。」
- 「教育相談の形で本校へ来校して生徒の実態を見ていただき、専門的指導を受けたい。」
- 「一人一人の障害やニーズに対応した教育環境と、関係障害の学校からのサポート体制を整えたいと思います。」

これらの記載は、まさに個々の児童等のニーズに応じた教育的支援充実の必要性を求めているといえる。

## V まとめと今後の課題

本調査によって明らかになった結果の要点は、以下のとおりである。

(1) 2007年5月1日現在の、長崎県の盲学校を除く特別支援学校(19校)における全在籍者数は1271人であり、そのうち視覚障害を併せ有する児童等は81人(6.4%)である。

(2) 長崎県の特別支援学校(19校)の中で視覚障害を併せ有する児童等が在籍している学校は13校であり、障害種別の在籍率は、肢体不自由養護学校が圧倒的に高い。

(3) 視覚障害を併せ有する児童等の視覚以外の障害の種別は、そのほとんどが「二つ以上の重複障害」である。

(4) 視覚障害の程度については、「視力測定が困難」が8割近くと圧倒的に多い。また、約2割が「矯正視力0.3以上で見ることに困難を感じている」者であり、このことは、視力障害への対応と同時に、視覚認知などの見え方に困難を感じている児童等への支援の必要性を示唆している。

(5) 児童等の生活・学習上の支援で困っている・不安に思っている内容は、「視力・視野など見え方の状態の把握」が約7割と圧倒的に多く、それに対して、「学習に適切な文字サイズの設定」などの教科指導に関するものは極端に少ない。これは、重度・重複障害が多いという児童等の障害の実態と大きく関連しているものと思われる。

(6) 児童等の教育的支援について今後望む内容は、「視力・視野など見え方の実態把握に関すること」が8割以上と圧倒的に多く、それに対して、「パソコン用音声化ソフト・画面拡大ソフトについての情報提供と活用に関すること」「点字や歩行の指導に関すること」は約2割と極端に少ない。このことは、個々の児童等のニーズに配慮した教育的支援の充実を求めているという各学校の実態を如実に反映しているといえる。

今後の課題は、以下のとおりである。

### (1) 視覚障害を併せ有する重度・重複障害の児童等への支援

「見る」ことに視点を置いた重度・重複障害児への支援については、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において、盲学校等を協力校として先導的・継続的に研究が行われており<sup>注5)</sup>、また、養護学校においても、例えば、東京都肢体不自由教育研究会では「視機能支援部会」<sup>注6)</sup>を設置して、児童等の「見る」ことの評価・支援の方法等についての研修を行っている。

盲学校には、長年にわたる盲重複障害教育の実践を通して、生活・学習面に関する指導法の蓄積がある。視覚障害を併せ有する重複障害の場合、何かを見せても反応がはっきりしないため、見ているのかどうか分からないという状況になることが少なくない。通常の視力検査では「測定困難」と考えられていても、乳幼児用の検査を行ったり、日常生活をきめ細かく観察すること等により、視力(いわゆる換算視力)を確認できる場合が多い。見え方が客観的に評価できれば、その結果を踏まえて環境を整備することができること等により、学習や生活の質の向上につながるのではないだろうか。

したがって長崎県においても、特別支援学校における「見る」ことに視点を置いた重度・重複障害児に対する教育的支援充実のために、①特別支援学校を訪問しての、「見え方」の実態把握等、個別の教育的支援、②「見る」ことに視点を置いた重度・重複障害児支援のためのリーフレットの作成、などが必要である。

### (2) 視知覚の認知に困難のある児童等への支援

視知覚の認知に困難のある児童等の中には、文章を読むときに文字や行をとばすことが多かったり、文字を書くときに枠から極端にはみ出したりなど、文字の読み書きが苦手な者が少なくない。盲学校には、中枢性の疾患により視知覚の認知に困難のある弱視児への指導を通して、文字の読み書き等に関する指導法の蓄積がある。そしてこのような指導の実践は、視覚障害・聴覚障害・知的障害等の障害はないが、見え方に何らかの困難がある発達障害児の指導・支援への活用が期待されている。

また、全国の盲学校では毎年教育的支援の実態についてのまとめが報告されている<sup>注7)</sup>。しかしこれは、小・中学校等のいわゆる通常の学校に対する教育的支援の内容が中心であるため、視知覚の認知に困難のある児童等への支援の実態に関する全国的な報告は、現在のところ行われていない。

したがって、視知覚の認知に困難のある者等、見え方に困難のある児童等に対する教育的支援充実のためには、①全国における見え方に困難のある教育的支援についての先進的な実践に関する情報の収集、②特別支援学校及び小・中学校等の教員を対象とした「視知覚の認知」に関する研修会の実施、などが必要である。

### (3) 盲学校と関係機関・特別支援学校等との連携の強化

長崎県教育センターの調査<sup>注8)</sup>によると、全国の教育センターが2003～2006(平成15～18)年度に開催した見え方に困難のある児童生徒の教育に関する研修講座について、約8

割が盲学校との連携により実施している。また、同調査によれば、小・中学校等からの教育相談の対応については、「センターの所員が対応した」「センターと盲学校が連携して対応した」「盲学校を紹介した」がほぼ同数で、各々約6割を占めている。

一方、県立盲学校では、来校あるいは在籍校を訪問しての教育相談に加えて、2002（平成14）年度からは、長期休業を利用して、県北地区・県央地区において巡回相談会を実施し、視機能の評価、視覚補助具の活用・訓練、生活・学習環境整備のための助言等を行っている。しかし、現在のところ特別支援学校からの参加は極めて少ない。

したがって、特別支援学校に対する教育的支援の充実のためには、盲学校と関係機関・特別支援学校等との連携の強化が急務である。具体的には、①県立盲学校と県教育センターとの連携の強化、②関係機関・特別支援学校との連携による巡回相談会の充実、が必要である。

最後に、校務御多用の中、アンケートに御協力いただいた長崎県内全ての特別支援学校の担当者各位に心より感謝申し上げます。

#### <注>

- 1) 長崎県教育センター(2005)『長崎県の幼稚園・小学校・中学校及び高等学校における視覚に関する実態調査報告』
- 2) 文部科学省『特別支援教育資料(平成18年度)』より算出。
- 3) 埼玉県立盲学校『埼玉県内聾・養護学校の視覚障害を併せ持つ幼児・児童・生徒に関する調査報告』同校ホームページ
- 4) 中央教育審議会(2005)『特別支援教育を推進するための制度の在り方について(答申)』
- 5) ①独立行政法人国立特殊教育総合研究所重複障害教育研究部平成11～13年度一般研究報告書(2002):『重複障害児の視機能評価と教育支援に関する研究—特殊教育諸学校と通園施設での取り組みを通して—』、②平成13～14年度科学研究費補助金(基盤研究)研究成果報告書(2003):『言語によるコミュニケーションが困難な重複障害児・者の視機能評価システムの開発』、③国立特殊教育総合研究所重複障害教育研究部一般研究報告書(2004):『視覚聴覚二重障害教育における教師の専門性に関する研究』等。
- 6) 奥山敬(2003):『肢体不自由養護学校における視機能支援の研究会に関する報告—東京都肢体不自由教育研究会「視機能支援部会」について—』平成13～14年度科学研究費補助金(基盤研究)研究成果報告書『言語によるコミュニケーションが困難な重複障害児・者の視機能評価システムの開発』、77～78頁
- 7) 全国盲学校普通教育連絡協議会『教育的支援等に関する実態調査のまとめ(平成18年度指導分)』全国盲学校普通教育連絡協議会平成19年度総会資料
- 8) 長崎県教育センター(2007)『全国教育センターにおける見え方に困難のある児童生徒への教育的支援に関する実態調査報告』